# 令和4年度 八重瀬町 財務書類

(統一的な基準)

# **上** 数

Ι	八	重瀬町の	)財	多書	類	の	公	表	1=	: -	し	17	-										
	1	地方公	会計	制度	隻の	概	要															1	
	2	八重瀬															-			-		2	
	3	統一的																				2	
	4	作成基		-		•																2	
	5	作成対	-			进	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	
I	八	重瀬町 <i>0</i>	)財	务書	類	(	_	般	会	i	· <del>华</del>	F)	1:		οl	,۱۰	て						
	1	貸借対	招耒														_					4	
	2	行政コ			<b>车</b>																	7	
	3	純資産																				9	
	4	資金収											•	•								1	1
Ш	八	重瀬町の	)財	务書	類	(	全	体	会		•	追	紀	吉全	Ì	†)			つ	い	て		
	1	貸借対!	照表																			1	3
	2	行政コ			拿書												-			-		1	4
	3	純資産																				1	4
	4	資金収					•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	1	5
IV	八	重瀬町の	財	务書	類	分	析																
	1	資産形	成度													•						1	6
			٠ <del></del>	小牛																		1	7
	2	世代間·	公平	仕																			
	2	世代間· 持続可		-																		1	8
			能性	-					:			:										1	

## I 八重瀬町の財務書類の公表について

#### 1 地方公会計制度の概要

年3月までに作成するよう要請されました。

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった弱点がありました。

平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立しました。また、続けて同年8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。これらの法律、指針により、総務省は地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的としました。具体的には平成18年5月に公表された「新地方公会計制度研究会報告書」を基に、国の作成基準に準拠した新たな方式による連結ベースでの財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)の作成及び開示を行うよう、地方公共団体、地方独立行政法人、一部事務組合・広域連合、地方三公社及び第三セクター等に対して要請を行いました。

この要請に基づき各地方公共団体では公会計の整備を着々と進めていきましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式とありましたが、複数あることで他団体比較ができない等の問題が生じていたため、平成25年8月に「研究会中間とりまとめ」が公表、平成26年3月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」が公表されました。そして、平成27年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、すべての地方公共団体、一部事務組合及び広域連合へこの統一的な基準での財務書類を平成30

令和5年3月31日時点現在、1,788団体(都道府県及び市区町村)中、1,676団体(93.7%)が統一的な基準による財務書類作成済み」となりました。各地方公共団体が、統一的な基準による財務書類を作成・開示することにより、全般的な財務状況をより多面的かつ合理的に明らかにすることができます。また、住民や議会等に対するより一層の説明責任を果たすとともに、資産債務改革や予算編成を含む行政改革に積極的に活用され、限られた財源を「賢く使うこと」につながることが期待されます。

\_

<sup>1</sup> 作成済みについては、統一的な基準による令和3年度決算に係る一般会計等財務書類を作成した団体をいいます

#### 2 八重瀬町の取り組み

こうした状況の中、八重瀬町ではこれまで作成してきた基準モデルにかわり、平成28年 度決算から統一的な基準による財務書類を作成しました。

統一的な基準での財務書類作成としたことで、より住民にとっても八重瀬町の財務状況がどういったものであるかを判断することができる材料の一つになっているものと期待されます。

#### 3 統一的な基準の特徴

統一的な基準による財務書類の特徴として大きく三つ挙げられます。

- ①発生主義・複式簿記の導入
- ②固定資産台帳の整備
- ③比較可能性の確保

地方公会計制度の導入にあたり、総務省は「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の 二つのモデルを示していました。「総務省方式改訂モデル」は、既存の決算統計情報を活用 して、土地や建物などの資産評価を行い、段階的に固定資産台帳を整備しながら公共資産の 評価を行っていく方法です。これに対し、「基準モデル」は最初に全ての固定資産の洗い出 しを行い、公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して財務書 類を作成する方法です。そのため、次年度以降の固定資産増減を明確に把握できる特徴があ ります。

この「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の良い特徴を併せ持ったのが「統一的な 基準」といえます。今後は統一的な基準による財務書類等によって団体間での比較可能性を 確保できるようになりました。また、これからは財務書類を作るだけに終わらず、公共施設 マネジメントにも活用の範囲を広げていくことが望まれます。

#### 4 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日です。今回の令和4年度決算分では、令和5年3月3 1日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間(翌年度4月1日から 5月31日までの間)の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

## 5 作成対象とする範囲

会計(団体)名	区分	連結方法	比例連結 割合
一般会計等			
一般会計	地方公共団体	全部連結	-
土地区画整理事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
全体会計(一般会計等に下記特別会計を含	さめる)		
国民健康保険特別会計	地方公共団体	全部連結	-
集落排水事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
後期高齢者医療特別会計	地方公共団体	全部連結	-
連結会計(全体会計に下記団体を含める)			
南部水道企業団	一部事務組合	比例連結	44.03%
沖縄県市町村自治会館管理組合	一部事務組合	比例連結	2.17%
沖縄県介護保険広域連合	広域連合	比例連結	6.29%
沖縄県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	1.92%
沖縄県市町村総合事務組合	一部事務組合	比例連結	2.19%
南部広域行政組合	一部事務組合	比例連結	11.62%
南部広域市町村圏事務組合	一部事務組合	比例連結	8.78%
島尻消防組合	一部事務組合	比例連結	41.50%

## Ⅱ 八重瀬町の財務書類(一般会計等)について

#### 1 貸借対照表(令和5年3月31日現在)

地方公共団体の決算書は、1年間で、どのような収入金額があり、その収入金額を何に使ったか、という単年度の状況は把握できますが、現在、どれだけの資産や負債があるのか、という情報の把握はできません。

この貸借対照表では、基準日現在で、どれだけの資産や負債があるのかを把握できます。 左側の「資産」は、保有する資産の内容や金額が記載してあります。

右側の「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または国、県が負担した分となります。

単位 (千円)

貸借対照表								
資産の音	В	負債・純資産の部						
		2323 1-233	令和4年度					
勘定科目	一般会計等	-	勘定科目	一般会計等	-			
	金額	割合		金額	割合			
1.固定資産	31,934,731	92.6%	1.固定負債	11,082,433	32.1%			
(1)有形固定資産	27,687,338	80.3%	(1)地方債	10,906,805	31.6%			
事業用資産	18,039,262	52.3%	(2)長期未払金	-	-			
インフラ資産	9,246,237	26.8%	(3)退職手当引当金	163,788	0.5%			
物品	401,840	1.2%	(4)損失補償等引当金	-	-			
(2)無形固定資産	86,917	0.3%	(5)その他	11,840	0.0%			
(3)投資その他の資産	4,160,475	12.1%	2.流動負債	1,631,656	4.7%			
投資及び出資金	133,298	0.4%	(1)1年内償還予定地方債	1,426,203	4.1%			
投資損失引当金	-	-	(2)未払金	-	-			
長期延滞債権	112,143	0.3%	(3)未払費用	-	-			
長期貸付金	_	-	(4)前受金	-	-			
基金	3,918,882	11.4%	(5)前受収益	-	-			
その他	_	-	(6)賞与等引当金	119,601	0.3%			
徴収不能引当金	△ 3,848	0.0%	(7)預り金	66,797	0.2%			
2.流動資産	2,553,920	7.4%	(8)その他	19,055	0.1%			
(1)現金預金	954,495	2.8%	負債の部合計	12,714,089	36.9%			
(2)未収金	55,728	0.2%	(1)固定資産等形成分	33,480,373				
(3)短期貸付金	-	-	(2)余剰分(不足分)	△ 11,705,811				
(4)基金	1,545,642	4.5%	(3)他団体等出資分	-				
(5)棚卸資産	-	-						
(6)その他	-	-						
(7)徴収不能引当金	△ 1,945	0.0%	純資産の部合計	21,774,562	63.1%			
資産の部合計	34,488,651	100.0%	負債及び純資産の部合計	34,488,651	100.0%			

<sup>※</sup>表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

これまでに八重瀬町では、一般会計等ベースで約345億円資産を形成してきています。その資産のうち、92.6%は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産で形成されています。また、基金は固定資産、流動資産合わせて約55億円所有しており、資産総額の15.8%を占めています。

一方で、将来世代が負担すべき負債は約127億円で、資産総額に対して36.9%となっています。負債の多くを占めるのは、地方債が約123億円、退職手当引当金が約2億円です。また、地方債の中には、国からの地方交付税措置を受ける臨時財政対策債が約40億円あります。

純資産は形成した資産に対して将来負担する必要がない金額を指しており、資産総額に対して63.1%となっています。この中で、余剰分(不足分)が約△117億円となっていますが、これは基準日時点の負債に対する金銭不足額を指しており、ほぼ全ての地方公共団体がマイナスになることが予想されます。

₹/1360 //+ B/C2						
固定資産						
有形固定資産	事業用資産	公共サービスに供されている、インフラ資産以外の				
		資産				
		(例:庁舎、学校、公民館、町営住宅、福祉施設な				
		ど)				
	インフラ資産	社会基盤となる資産				
		(例:道路、橋、公園、上下水道施設など)				
	物品	車輛、物品、美術品				
無形固定資産		ソフトウェアや商標権等の権利など				
投資その他の資産	投資及び出資金	有価証券、出資金、出捐金				
	長期延滞債権	滞納繰越調定収入未済分				
	長期貸付金	自治法第 240 条第 1 項に規定する債権である貸付金				
		(流動資産に区分されるもの以外)				
	基金	流動資産に区分される以外の基金				
		(減債基金、その他の基金)				
	その他	上記以外のもの				
	徴収不能引当金	投資その他の資産に対する、将来の取立不能見込額				
		(不納欠損額)を見積もったもの				
流動資産						
現金預金	手許現金や普通預	金など				
未収金	税金や使用料など	の未収金				
	ı					

<i>1</i> — #0 <i>4</i> % / 1 ∧	代リ人のこと、翌年内に増加明 PSを大きます。
短期貸付金	貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの
基金	財政調整基金 
棚卸資産	売却目的保有資産(量水器等)
その他	上記以外のもの
徴収不能引当金	流動資産に対する、将来の取立不能見込額(不納欠損額)を見積もった
	もの
固定負債	
地方債	地方公共団体等が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの
長期未払金	自治法第 214 条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの
	及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外
退職手当引当金	今後支払う退職金の見積額(原則、期末自己都合要支給額)
損失補償等引当金	履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体
	財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上
その他	上記以外の固定負債
流動負債	
地方債(1年内)	地方公共団体等が発行した地方債のうち、1 年以内に償還予定のもの
未払金	基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定
	し、または合理的に見積もることができるもの
未払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点
	において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えてい
	ないもの
前受金	基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務
	の履行を行っていないもの
前受収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点に
	おいて未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの
賞与等引当金	基準日時点までの期間に対応する期末・勤勉手当及び法定福利費
預り金	基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債
その他	上記以外の流動負債
(純資産)	
固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積
余剰分 (不足分)	地方公共団体等の費消可能な資源の蓄積
他団体出資等分	地方公共団体等の持分以外の部分(全部連結の場合)
	I

#### 2 行政コスト計算書(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出を伴わないコストまでを含んで表しています。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の町税や地方交付税、国庫支出金・県支出金などで賄わなければならないコストを表すことになります。

こうしたコストを把握することは、町内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成費用の多寡にのみ着目せずに、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等の住民負担がどうであったかを明らかにすることもできます。

単位(千円)

行政コスト計算書						
	令和4年度					
勘定科目	一般会計	·等				
	金額	割合				
経常費用	13,933,537	100.0%				
1.業務費用	5,692,629	40.9%				
(1)人件費	2,083,029	14.9%				
(2)物件費等	3,459,348	24.8%				
内、減価償却費	939,738	6.7%				
(3)その他の業務費用	150,252	1.1%				
2.移転費用	8,240,908	59.1%				
(1)補助金等	4,573,097	32.8%				
(2)社会保障給付	3,141,866	22.5%				
(3)他会計への繰出金	524,254	3.8%				
(4)その他	1,692	0.0%				
経常収益	781,491	5.6%				
1.使用料及び手数料	70,127					
2.その他	711,364					
純経常行政コスト	13,152,046					
臨時損失	51,018					
臨時利益	1,224					
純行政コスト	13,201,840					

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

毎年継続的に発生する費用である経常費用は約139億円となっています。内訳は、 業務費用と移転費用に分かれており、人件費や物件費などの業務費用が約57億円で 40.9%、補助金や他会計への繰出金など外部へ支出される移転費用が約82億円で 59.1%となっています。また、貸借対照表で計上している有形固定資産や無形固定 資産の1年間の価値の目減り分である減価償却費は約9億円計上されています。

一方で、サービスの対価として徴収する使用料や手数料、受取利息などの経常収益は約8億円となっており、経常費用に対して5.6%となっています。この数字は将来的には受益者負担が適正かどうかを検討する場合の一つの材料として使用することが考えられます。

臨時的に発生した損益を含めて、最終的な行政コスト(純行政コスト)は約132億円となっています。この純行政コストに対してどのような財源を調達したかについては 純資産変動計算書で表されます。

経常費用					
業務費用	人件費	職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手			
		当引当金繰入額など			
	物件費等	職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費			
		(消費的性質)、施設等の維持修繕にかかる			
		経費や事業用資産の減価償却費など			
	その他の業務費用	支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度			
		分過誤納還付など			
移転費用	補助金等	住民または外部団体への補助金			
	社会保障給付費	生活保護などの社会保障費(扶助費)			
	他会計への繰出金	特別会計への資金移動			
	その他	上記以外の移転費用			
経常収益					
使用料及び手数料	財・サービスの対価と	:して使用料・手数料の形で徴収する金銭			
その他	過料、預金利子など				
(臨時的な損益)					
臨時損失	資産除売却損、その他	1の損失			
臨時利益	資産売却益、その他の	)収益			

#### 3 純資産変動計算書(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間でどのような要因で増減したか、 を表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

行政コスト計算書の「純行政コスト」がマイナス要因として表示され、財源である税収 等、国県等補助金で賄えたかを表したものです。

単位(千円)

純資産変動計算	書
	令和4年度
勘定科目	一般会計等
	金額
前年度末純資産残高	19,765,409
1.純行政コスト	△ 13,201,840
2.財源	15,289,643
(1)税収等	8,613,565
(2)国県等補助金	6,676,078
本年度差額	2,087,802
1.固定資産等の変動(内部変動)	-
2.資産評価差額	△ 4,275
3.無償所管換等	△ 74,374
4.他団体出資等分の増加	_
5.他団体出資等分の減少	_
6.比例連結割合変更に伴う差額	_
7.その他	_
本年度純資産変動額	2,009,153
本年度末純資産残高	21,774,562

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

行政コスト計算書で計算された純行政コスト約△132億円に対して、町税や各種交付金、分担金や負担金、他会計からの繰入金である税収等は約86億円、国県からの補助金が約67億円となっており、純行政コストと財源の差額は約21億円となっています。

純行政コスト	行政コスト計算書で計算される費用
財源:税収等	市町村が徴収する税や、構成団体からの負担金など
財源:国県等補助金	国庫支出金及び都道府県支出金など
固定資産等の変動	固定資産形成・余剰分(不足分)の内部的増減
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など
他団体出資等分の増加・減少	外部団体への出資等分にかかる増減(全部連結の場合)
比例連結割合変更に伴う差額	構成団体の負担割合変更による調整額
その他	上記以外の純資産増減

#### 4 資金収支計算書(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を、業務活動収支・ 投資活動収支・財務活動収支に3区分し、どのような活動に資金が必要であったかを示して います。また、本年度末現金預金残高は、貸借対照表の流動資産の現金預金の金額と一致し ます。

業務活動収支は、日常の行政サービスを行う上での収入と支出を表しています。投資活動 収支は、資産形成に関する収入と支出を表しています。財務活動収支とは、地方債等の借入 や償還に関する収入と支出を表しています。

単位(千円)

資金収支計算書					
	令和4年度				
勘定科目	一般会計等				
	金額				
1.業務活動収支	2,142,135				
業務支出	12,959,960				
業務収入	15,104,626				
臨時支出	39,772				
臨時収入	37,241				
2.投資活動収支	△ 1,129,665				
投資活動支出	2,777,843				
投資活動収入	1,648,179				
3.財務活動収支	△ 1,076,018				
財務活動支出	1,496,499				
財務活動収入	420,481				
本年度資金収支額	△ 63,547				
前年度末資金残高	953,964				
比例連結割合変更に伴う差額	-				
本年度末資金残高	890,417				
前年度末歳計外現金高	65,710				
本年度末歳計外現金増減額	△ 1,633				
本年度末歳計外現金高	64,078				
本年度末現金預金残高	954,495				

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

経常的な業務活動収支においては、約21億円の黒字となっています。それに対し、投 資活動収支は約11億円の赤字となっています。

主な投資活動支出として、公共施設等整備支出で約12億円、基金の積立支出が 約16億円あります。主な投資活動収入として、公共施設整備および積立に係る補助金が 約8億円、基金の取崩が約9億円あります。

財務活動収支は町債の償還と発行が関わっており、約11億円の赤字となっています。これは、町債を発行した額が償還額よりも少なかったためであり、貸借対照表の負債である地方債の総額の減少につながっています。

業務活動収支	業務支出·	日常の行政サービスを行う上での収入と支出(経常的に発
	業務収入	生する収支)
	臨時支出·	臨時的に発生する収入と支出(災害にかかるものなど)
	臨時収入	
投資活動収支		資産形成に関する収入と支出(固定資産取得や売払、基金
		積立や取崩など)
財務活動収支		地方債の借入や償還、その他上記以外に関する収入と支出

# Ⅲ 八重瀬町の財務書類(全体会計・連結会計)について

## 1 貸借対照表(令和5年3月31日現在)

表 1-1 全体会計

単位(千円)

貸借対照表							
資産の部	ß	負債・純資産の部					
			令和4年度				
勘定科目	全体会計		勘定科目	全体会計			
	金額	割合		金額	割合		
1.固定資産	32,053,032	92.5%	1.固定負債	11,452,795	33.1%		
(1)有形固定資産	27,744,728	80.1%	(1)地方債	11,231,193	32.4%		
事業用資産	18,039,262	52.1%	(2)長期未払金	-	-		
インフラ資産	9,303,343	26.9%	(3)退職手当引当金	209,761	0.6%		
物品	402,123	1.2%	(4)損失補償等引当金	-	-		
(2)無形固定資産	88,734	0.3%	(5)その他	11,840	0.0%		
(3)投資その他の資産	4,219,569	12.2%	2.流動負債	1,671,889	4.8%		
投資及び出資金	134,298	0.4%	(1)1年内償還予定地方債	1,451,782	4.2%		
投資損失引当金	-	-	(2)未払金	-	-		
長期延滞債権	166,278	0.5%	(3)未払費用	-	-		
長期貸付金	-	-	(4)前受金	-	-		
基金	3,925,882	11.3%	(5)前受収益	-	-		
その他	-	-	(6)賞与等引当金	123,864	0.4%		
徴収不能引当金	△ 6,889	0.0%	(7)預り金	68,321	0.2%		
2.流動資産	2,587,653	7.5%	(8)その他	27,922	0.1%		
(1)現金預金	957,882	2.8%	負債の部合計	13,124,684	37.9%		
(2)未収金	87,792	0.3%	(1)固定資産等形成分	33,598,674			
(3)短期貸付金	-	-	(2)余剰分(不足分)	△ 12,082,672			
(4)基金	1,545,642	4.5%	(3)他団体等出資分	-			
(5)棚卸資産	-	-					
(6)その他	-	-					
(7)徵収不能引当金	△ 3,663	0.0%	純資産の部合計	21,516,001	62.1%		
資産の部合計	34,640,685	100.0%	負債及び純資産の部合計	34,640,685	100.0%		

#### 表 1-2 連結会計

単位(千円)

貸借対照表							
資産の音	-B		負債・純資産の部				
	令和4年度 連結会計		2 3 2 2 2 2 2 2	令和4年度			
勘定科目			勘定科目	連結会計			
	金額	割合		金額	割合		
1.固定資産	38,189,454	90.7%	1.固定負債	14,746,973	35.0%		
(1)有形固定資産	32,441,955	77.1%	(1)地方債	12,129,461	28.8%		
事業用資産	19,916,626	47.3%	(2)長期未払金	2,235	0.0%		
インフラ資産	11,993,345	28.5%	(3)退職手当引当金	1,480,020	3.5%		
物品	531,984	1.3%	(4)損失補償等引当金	-	-		
(2)無形固定資産	95,511	0.2%	(5)その他	1,135,257	2.7%		
(3)投資その他の資産	5,651,988	13.4%	2.流動負債	1,917,925	4.6%		
投資及び出資金	134,306	0.3%	(1)1年内償還予定地方債	1,585,990	3.8%		
投資損失引当金	-	-	(2)未払金	62,587	0.1%		
長期延滞債権	177,694	0.4%	(3)未払費用	=	-		
長期貸付金	252	0.0%	(4)前受金	=	-		
基金	5,350,537	12.7%	(5)前受収益	-	-		
その他	-	-	(6)賞与等引当金	157,222	0.4%		
徴収不能引当金	△ 10,801	0.0%	(7)預り金	73,735	0.2%		
2.流動資産	3,912,910	9.3%	(8)その他	38,391	0.1%		
(1)現金預金	2,044,533	4.9%	負債の部合計	16,664,898	39.6%		
(2)未収金	167,883	0.4%	(1)固定資産等形成分	39,870,576			
(3)短期貸付金	-	-	(2)余剰分(不足分)	△ 14,433,109			
(4)基金	1,681,121	4.0%	(3)他団体等出資分	=			
(5)棚卸資産	2,979	0.0%					
(6)その他	24,134	0.1%					
(7)徵収不能引当金	△ 7,739	0.0%	純資産の部合計	25,437,466	60.4%		
資産の部合計	42,102,364	100.0%	負債及び純資産の部合計	42,102,364	100.0%		

# 2 行政コスト計算書(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

単位(千円)

行政コスト計算書					
	令和4年度		令和4年度		
勘定科目	全体会認	<b>†</b>	連結会計		
	金額	割合	金額	割合	
経常費用	17,509,866	100.0%	22,406,187	100.0%	
1.業務費用	5,912,308	33.8%	7,691,484	34.3%	
(1)人件費	2,179,782	12.4%	2,842,568	12.7%	
(2)物件費等	3,557,165	20.3%	4,530,888	20.2%	
内、減価償却費	940,197	5.4%	1,188,888	5.3%	
(3)その他の業務費用	175,361	1.0%	318,028	1.4%	
2.移転費用	11,597,558	66.2%	14,714,703	65.7%	
(1)補助金等	8,454,000	48.3%	11,569,254	51.6%	
(2)社会保障給付	3,141,866	17.9%	3,141,876	14.0%	
(3)他会計への繰出金	_	-	_	_	
(4)その他	1,692	0.0%	3,573	0.0%	
経常収益	813,435	4.6%	1,588,782	7.1%,	
1.使用料及び手数料	88,550		777,596		
2.その他	724,885		811,186		
純経常行政コスト	16,696,431		20,817,405		
臨時損失	51,018		82,106		
臨時利益	1,224		2,047		
純行政コスト	16,746,225		20,897,464		

## 3 純資産変動計算書(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

単位(千円)

<b>純資産変動計算書</b>					
	令和4年度	令和4年度			
勘定科目	全体会計	連結会計			
	金額	金額			
前年度末純資産残高	19,598,459	23,325,870			
1.純行政コスト	△ 16,746,225	△ 20,897,464			
2.財源	18,777,856	23,074,851			
(1)税収等	9,331,033	11,537,110			
(2)国県等補助金	9,446,823	11,537,740			
本年度差額	2,031,631	2,177,386			
1.固定資産等の変動(内部変動)	_	1			
2.資産評価差額	△ 4,275	△ 4,275			
3.無償所管換等	△ 109,813	△ 109,910			
4.他団体出資等分の増加	-	_			
5.他団体出資等分の減少	-	_			
6.比例連結割合変更に伴う差額	-	△ 10,283			
7.その他	_	58,678			
本年度純資産変動額	1,917,542	2,111,597			
本年度末純資産残高	21,516,001	25,437,466			

# 4 資金収支計算書(令和4年4月1日~令和5年3月31日)

単位(千円)

資金収支計算書				
	令和4年度	令和4年度		
勘定科目	全体会計	連結会計		
	金額	金額		
1.業務活動収支	2,084,637	2,422,271		
業務支出	16,522,426	21,128,660		
業務収入	18,609,594	23,552,803		
臨時支出	39,772	39,787		
臨時収入	37,241	37,916		
2.投資活動収支	△ 1,131,161	△ 1,548,574		
投資活動支出	2,779,339	3,446,082		
投資活動収入	1,648,179	1,897,508		
3.財務活動収支	△ 1,069,318	△ 969,287		
財務活動支出	1,521,990	1,651,802		
財務活動収入	452,672	682,515		
本年度資金収支額	△ 115,842	△ 95,590		
前年度末資金残高	1,009,646	2,072,743		
比例連結割合変更に伴う差額	_	2,680		
本年度末資金残高	893,804	1,979,833		
前年度末歳計外現金高	65,710	66,275		
本年度末歳計外現金増減額	△ 1,633	△ 1,575		
本年度末歳計外現金高	64,078	64,700		
本年度末現金預金残高	957,882	2,044,533		

## Ⅳ 八重瀬町の財務書類分析

統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年8月改訂)の中に財務書類等活用の 手引きがあります。その中で分析の視点という形で5項目の視点に対する指標が示されて います。

今回の指標につきましては、一般会計等財務書類から金額を引用しています。

### 1 資産形成度

資産形成度は、「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」を表したものです。決算統計でも財政指標が既にありますが、いずれも資産形成度を表す指標ではないため、資産形成度に関する指標は財務書類を作成することによって初めて得られるものです。

貸借対照表は、資産の部において地方公共団体の保有する資産のストック情報を一覧表示しており、これを住民一人当たり資産額や有形固定資産の行政目的別割合、歳入額対資産 比率、資産老朽化比率といった指標を用いてさらに分析することにより、住民等に対して新たな情報を提供するものといえます。

	指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	人口	31,798人	32,229人	32,565人
	資産額	32,096,543千円	33,656,953千円	34,488,651千円
資産形成度	住民一人当たり資産額	1,009千円	1,044千円	1,059千円
将来世代に残る資産は どれくらいあるのか	歳入額	19,192,545千円	18,280,980千円	18,164,491千円
	歳入額対資産比率	1.67 年	1.84 年	1.90 年
	有形固定資産減価償却率	48.0%	49.5%	49.4%

#### 2 世代間公平性

世代間公平性は、「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」を表したもので、貸借対照表上の資産、負債及び純資産の対比によって明らかにされるものです。

世代間公平性を表す指標としては、地方財政健全化法における将来負担比率もありますが、貸借対照表は、財政運営の結果として、資産形成における将来世代と現世代までの負担のバランスが適切に保たれているのか、どのように推移しているのかを端的に把握することを可能にするものであります。

ただし、将来世代の負担となる地方債の発行については、原則として将来にわたって受益の 及ぶ施設の建設等の資産形成に充てることができるものであり(建設公債主義)、その償還 年限も、当該地方債を財源として建設した公共施設等の耐用年数を超えないこととされて います(地方財政法第5条及び第5条の2)。したがって、地方財政においては、受益と負 担のバランスや地方公共団体の財政規律が一定程度確保されるように既に制度設計されて いることにも留意しておく必要があります。なお、地方債の中には、その償還金に対して地 方交付税措置が講じられているものがあるため、この点にも留意が必要です。

	指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	資産	32,096,543千円	33,656,953千円	34,488,651千円
世代間公平性	純資産	17,220,849千円	19,765,409千円	21,774,562千円
将来世代と現世代との 負担の分担は適切か	純資産比率	53.7%	58.7%	63.1%
	社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率)	36.2%	32.7%	29.9%

※将来世代負担比率の算出につきましては、地方債残高のうち、

- 臨時財政特例債
- ・減税補填債
- 臨時税収補填債
- 臨時財政対策債
- 減収補填債特例分

を除いた地方債残高を有形・無形固定資産合計額で除しています。

#### 3 持続可能性(健全性)

持続可能性(健全性)は、「財政に持続可能性があるか(どのくらい借金があるか)」を表しており、財政運営に関する本質的な視点です。

貸借対照表においては、退職手当引当金や未払金など、発生主義により全ての負債を捉えることになります。

	指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
持続可能性	負債額	14,875,694千円	13,891,544千円	12,714,089千円
財政に持続可能性があるか	住民一人当たり負債額	468千円	431千円	390千円
(どのくらい借金があるか)	基礎的財政収支(プライマリーバランス)	1,570,624千円	1,994,590千円	1,796,414千円

※基礎的財政収支の算出につきましては、業務活動収支(支払利息支出を除く)+投資活動収支(基金積立金支出及び基金取崩収入を除く)となっています。

#### 4 効率性

効率性は、「行政サービスは効率的に提供されているか」を表しています。地方自治法においても、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされているものであり(同法第2条第14項)、財政の持続可能性と並んで住民の関心が高い視点です。

行政の効率性については、多くの地方公共団体で取り組んでいる行政評価において個別に分析が行われているものと考えられますが、行政コスト計算書は地方公共団体の行政活動に係る人件費や物件費等の費用を発生主義に基づきフルコストとして表示するものであり、行財政の効率化を目指す際に不可欠な情報を一括して提供するものです。

行政コスト計算書においては、住民一人当たり行政コストや性質別・行政目的別行政コストといった指標を用いることによって、効率性の度合いを定量的に測定することが可能となります。

	指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
効率性	純行政コスト	14,838,875千円	12,833,779千円	13,201,840千円
行政サービスは効率的に 提供されているか	住民一人当たり行政コスト	467千円	398千円	405千円

## 5 自律性

自律性は、「歳入はどのくらい税収等で賄われているか (受益者負担の水準はどうなっているか)」といった住民等の関心に基づくものです。

これは、地方公共団体の財政構造の自律性に関するものであり、財務書類についても、行政コスト計算書において使用料・手数料などの受益者負担の割合を算出することが可能であるため、これを受益者負担水準の適正さの判断指標として用いることができます。

	指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自律性 歳入はどのくらい税収等で 賄われているか(受益者負担の 水準はどうなっているか)	受益者負担の割合	3.53%	5.01%	5.61%